

メンタルヘルスの雇用管理をめぐる個別労働紛争

平成 26 年 10 月 8 日 山口浩一郎

はじめに

- ・ 現状
- ・ 二つの問題点（業務上外、勤怠管理）
- ・ これまでの判例（実例）

I 初期対応

1. 不調発見時

1) 出社強要

- ① 三洋電機サービス事件・東京高判平 14. 7. 23 労判 852-73

2) 勤怠による処分

- ② 日本ヒューレットパッカーカード事件・最二小判平 24. 4. 27 労判 1055-5

2. 受診命令

- ③ 電電公社帯広局事件・最一小判昭 61. 3. 13 労判 470-6

- ④ 京セラ事件・最一小判昭 63. 9. 8 労判 530-13

II 休職（病気休暇）

1. 開始

1) 休職命令

休職の意味（解雇猶予機能）、病状確認

a 規定（相対的必要記載事項）

b 要件「欠勤〇ヵ月を超えるとき」

「業務の遂行に支障あるとき」

- ⑤ 富国生命保険会社・東京高判平 7. 8. 30 労判 684-39

2) 連絡・報告

2. 期間中の処遇

1) 賃金

規定による（無給、60%、80%）

〔傷病手当金（1年6ヵ月）、25%
休業補償給付

2) 年休

就労義務の免除

「全労働日の8割」（基 § 39）

3) 私的活動

旅行等、療養専念義務？

3. 期間満了

治癒（症状固定）、回復（従前の職務を通常の状態に行える状態）

1) 解雇

業務上（解雇制限、基 § 19）

⑥ 片山組事件・最一小判平 10.4.9 労判 736-15

⑦ 日本瓦斯事件・東京高判平 19.9.11 労判 957-89

2) 退職

⑧ 伊藤忠商事事件・東京地判平 25.1.31 労判 1083-83

⑨ 西濃シェンカー事件・東京地判平 22.3.18 労判 1011-73

⑩ キヤノンソフト情報システム事件・大阪地判平 20.1.25 労判 960-49

3) 復職

休職事由の消滅、治癒前復職権

- a 医学的知見（診断書、産業医面談）
- b 厚労省『手引き』（模擬、通勤、試し）
- c リハビリ出勤（賃金、労災 平 24.7.6 基安労発 0706 第1号）
- d 配置（原職復帰？、片山組事件）

むすび

実務上難しい問題（拡大、多様化）

- ・（独法）高齢・障害・求職者雇用支援機構「地域障害者職業センター」の精神障害者雇用支援（リワーク支援）
- ・厚労省「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」（2004.10 2009.3、2012.7 一部改正）